

指名競争入札等参加資格審査申請書受付

各団体が実施する競争入札などに参加を希望する事業者などは、次により申請してください。
提出要領や各指定様式などは各団体のホームページからダウンロードできます。

団体名	十和田市	十和田地区食肉 処理事務組合	十和田地域 広域事務組合
提出書類	市指定様式ほか	統一様式または組合指定様式	
受付期間	1月15日(金)～2月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)		
の有効年度 申請区分毎	①建設工事	令和3年度	令和3・4年度
	②測量・コンサル タントなど	令和3・4年度	
	③物品など(※)	令和3・4年度	令和3年度
その他	①は毎年申請が必要です。		③は中間年の受け付けとなりますので、令和2年度の参加資格審査に申請済みの場合は必要ありません。 ※4月1日から、十和田地区環境整備事務組合の事務を引き継ぎますので、申請書を提出していない場合は提出をお願いします。 詳しくは、十和田地域広域事務組合ホームページをご覧ください。
問い合わせ先	管財課 ☎⑤ 6714	同組合庶務係 ☎⑤ 5840	同組合財政係 ☎⑩ 8100

※③の内容は製造・売買・修繕・印刷・委託・賃貸借・除雪などです。

除雪作業にご理解とご協力を！

国土木課 ☎⑤ 6730

大雪時には、早期の通行確保を優先した除雪を行います

大雪時には除雪が行きわたるまでに時間がかかり、緊急車両の通行などに支障が出る場合があります。その際、通行への影響を最小限に抑えるため、右記の作業順序で段階的に除雪を行います。

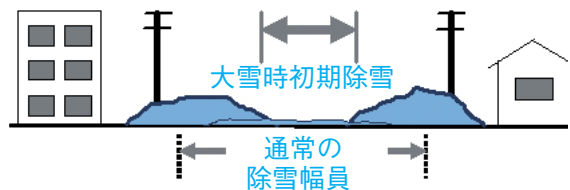
また、市道路沿線に住家や施設などがなく、迂回路がある一定の路線を「一時閉鎖路線」として設定し、通行が確保された後に除雪を行います。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

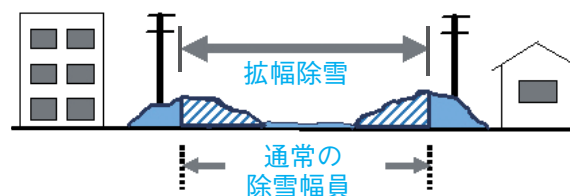
※大雪時の除雪作業の実施については、駒らん情報めーるなどでお知らせします。

※夜間、土・日曜日、祝日のお問い合わせは、市役所代表(☎③ 5111)をお願いします。

- 1 緊急車両が通行できる最低限の幅員を早急に確保し、すれ違いができるよう待避所を設けます。



- 2 その後、順次走行車線の幅を広げるなど、通行の支障とならない状態を確保します。



- 3 一時閉鎖路線と歩道を除雪します。
❖ 「一時閉鎖路線」には看板を設置します。

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎⑤ 6702